



てんかんのある人の



運転免許取得・更新について

道路交通法 (2002年改正施行)

運転に支障が生じる
おそれのある発作が
2年間ないこと

まずは適切な医療のもとで
正しく病気を理解して発作の
観察・記録を行いましょう。

上記2年間の中には次のような場合も含まれます

- 運転に支障が生じるおそれのない発作
(単純部分発作*など)がある場合
→ 1年間以上の経過観察
- 睡眠中に限定された発作がある場合
→ 2年間以上の経過観察

*単純部分発作…意識のある発作

今後、症状悪化の
おそれがない場合

取得・更新可能



注 大型免許と第2種免許は、
5年以上薬を飲まなくても
発作が抑制されている必要
があります。

免許取得・更新に関する注意事項は、以下のとおりです。

- 1 主治医や警察の運転適性相談窓口にご相談
しましょう。
- 2 改正前の不申告について、遡って罰せられる
ことはありません。
- 3 警察での相談内容が、事業主などに伝わる
ことはありません。

※症状により運転免許が取り消された場合でも、その後3年以内に症状が改善すれば、筆記試験と
実技試験が免除され、再取得が容易となります。

道路交通法 (2014年改正施行)

もし… 免許をすでに持っていて、発作が
再発した場合には、主治医とよく
話し合ったうえ、公安委員会に相談しましょう。



運転免許取得・更新時の病状申告は、**社会の一員としての責任です。**
是非、守ってください。



詳しくは



公益社団法人

日本てんかん協会

に気軽にお問い合わせください

相談専用電話

TEL **03-3232-3811** (毎週平日：月・水・金曜日 13時15分～17時)

<http://www.jea-net.jp/>

